

令和3年度上尾市社会福祉協議会歳末たすけあい募金配分事業実施要領

1. 目的

共同募金運動の一環として行われる「歳末たすけあい募金」を、適正かつ効果的に配分し、支援を必要としている人たちが新たな年を迎える時期に安心して過ごすことができる地域づくりを目的として実施する。

2. 周知方法

事業の周知については、以下の方法で行う。

- (1) 社協だより (10月1日号) 掲載
- (2) 社協ホームページ及びツイッターによる掲載
- (3) 市関係各課協力による案内周知

3. 事業内容

事業は、「在宅援護金」及び「歳末福祉事業」とし、以下の内容と方法で実施する。

【在宅援護金】

(1) 「歳末商品券」

歳末商品券は、1,000円券つづりとし、申請者一人につき歳末商品券の予算額は4,000円とする。その額については、歳末たすけあい募金配分委員会において歳末たすけあい募金配分額予算の範囲内で配分することを審議し決定する。

①対象

上尾市内に住民登録があり、その住所において在宅で生活している要介護3・4・5の認定を受けている者。

※原則として介護施設等の入所サービス利用及び医療機関に入院中の者は対象外とする。ただし、上尾市の「要介護高齢者手当」を受給している者は「居宅」扱いとして対象とする。

※対象基準日は、令和3年10月1日を基準日とする。

②申請方法

ア) 介護保険被保険者証(コピー)の余白に連絡先を記入し、本会に直接持参か郵送での申し込みを行う。

イ) 申請者の利便性及び手続きの円滑化を図るため、以下の関係機関に対し申請に係る協力を依頼する。

○協力依頼先：上尾市高齢介護課、市内指定居宅介護支援事業所、グループホーム等の入所サービス以外の施設

※協力機関による代理申請の場合は、「歳末商品券代理申請書」(様式1)にて申請を受理し、介護保険被保険者証の提出は求めない。

※「歳末商品券代理申請書」(様式1)は、データでの提出を原則とする。

③歳末商品券の利用方法

ア) 利用できる期間は、12月上旬から翌年1月中旬の約1ヶ月間とする。

イ) 歳末商品券は、利用期間中指定された市内薬局・薬店に限り使用できる。

ウ) 歳末商品券にて購入できる用品は、本人の介護用品または介護者の市販薬品等とする。

④歳末商品券指定薬局・薬店

歳末商品券の使用に関する薬局・薬店については、上尾薬業協同組合及び、下記市内薬店等と本会との覚書を取り交わし、事業の協力依頼を行う。

(上尾薬業協同組合加盟薬局・薬局) ※一部変更になる場合あり

No.	会員名	No.	会員名
1	足立屋薬局	8	白ゆり薬局
2	サトウ薬局	9	尾山台薬局
3	キベ薬局	10	たむら薬局
4	斉藤薬局	11	キク薬局
5	成光堂薬局	12	日吉薬局
6	センター薬局	13	共立堂薬局
7	石井薬舗原市店	14	たかはし薬局

(その他協力薬局)

No.	会員名	No.	会員名
1	ウェルシア上尾栄薬局	4	ドラッグスギ中妻店
2	ふたば薬局	5	ファーマライズ薬局原市店
3	わかば薬局	6	その他

(2)「低所得者世帯援護金」

①対象

非課税世帯であり、児童扶養手当受給世帯、特別障害者手当受給世帯、障害児福祉手当受給世帯、特例総合支援資金(再貸付)借受世帯のいずれかに該当する世帯とする。

②申請方法

ア) あげお社協だより、各支所・出張所、本会窓口、ホームページから「歳末たすけあい援護金申請について(案内)」及び「歳末たすけあい在宅援護金申請書」(様式2)を取得する。

イ) 必要事項を記入し添付書類とともに、10月29日(金)までに本会に持参か郵送で提出する。

※世帯全員分の非課税証明書及び世帯全員が分かる住民票(複写不可)、各公的証明書(複写可)を添付すること。

例) 児童扶養手当証書、特別障害者手当認定通知書、障害児福祉手当認定通知書、生活福祉資金貸付決定通知書(期間が異なるもの2通)

※振込口座の写しを添付すること。(カナ氏名、銀行名、支店名、口座番号がわかるページ、またはキャッシュカード)

③配分金の交付決定及び通知

申請者より申請された書類をもとに、歳末たすけあい募金配分委員会においてその年度の歳末たすけあい募金配分額予算の範囲内で配分することを審議し、その結果を申請者に通知する。

④配分方法

本会より、申請者の口座に振り込むこととする。

※継続的に支援が必要と思われる世帯については、担当民生委員・児童委員等と連携し、支援をしていく。

【歳末福祉事業】

(1)配分対象事業

感染拡大防止のため、交流会等のような、人が集まる方法を避けた形や少人数・短時間で顔を合わせた形で行う、孤立を防ぐための事業で、以下に該当するもの。

- ① ボランティアグループやNPO 法人及び施設や団体（当事者及び家族で組織するもの）等が行う事業で、会員や関係者だけではなく、地域住民の誰もが対象となるもの。
- ②当事者のニーズに即したもので、地域の理解を得るための事業。
※手紙等を作成したり感染予防の物品等を、会員・地域住民へ届ける等の、これまでのつながりを大切にし、顔を合わせずとも、つながりを切らない取り組み。
※ラジオ体操やウォークラリー等の屋外で少人数・短時間で顔を合わせて行う取り組み。
- ③社協の支部活動から得た在宅の高齢者や障がい者等のニーズに即した事業で、地域住民への理解が促進されるもの。

(2)配分基準額

- ①上記（1）の①、②の事業に対して、20,000円を上限に配分する。
※公的施設（上尾市立、県立、国立）及び株式会社等（営利を目的とするもの）については、配分の対象外とする。
- ②上記（1）の③に対しては、社協支部が行う在宅の高齢者や障がい者等を対象とした事業で、別表1・2のとおり配分する。
※物品配布などの個別援助を行う場合は、現行の福祉制度や地域の状況を十分勘案して本人の希望に沿った援助を行うこととし、その際個人情報保護に留意すること。

(3) 事業実施期間

- ① 令和3年10月1日～令和4年3月31日において実施される事業
※歳末たすけあいの一環として実施する福祉サービス事業については、通年実施している福祉サービス活動とは別であり、時期を捉えた重点的な活動を対象とする。
(配分助成となる活動と年間を通じた活動の経費が明確に分けられて報告がされる活動であること)

(4) 申請方法

「歳末福祉事業配分金交付申請書」(様式3)に必要事項を記入し、施設・団体等の概要が分かる資料、収支予算書、該当事業用チラシ等を添付の上、10月29日(金)までに本会に持参か郵送で提出する。

(5) 交付決定及び通知・請求・報告

歳末たすけあい募金配分委員会において、その年度の歳末たすけあい募金配分額予

算の範囲内で配分することを審議し、その結果を「歳末福祉事業配分金交付決定通知書」(様式4)にて申請団体に通知するものとする。通知を受けた団体は「歳末福祉事業配分金交付請求書」(様式5)にて本会に請求するものとする。

配分金の交付を受けた団体は、事業終了後すみやかに「歳末福祉事業配分金実績報告書」(様式6)により本会に報告するものとする。

※配分金の交付を受けた団体が、配分事業を中止した場合、又は不正や虚偽により配分金の交付を受けた場合は、配分金の一部又は全部を返還しなければならない。